

# 十和田市経済支援対策給付金事業に係るQ&A

## 【生活関連サービス事業者】

問1 対象となる事業者を具体的に教えてください。

→ 市内に店舗を有し、主たる事業（売上高の最も大きい事業）として日本標準産業分類における『洗濯・理容・美容・浴場業』を営む方です。

（例：クリーニング、コインランドリー、床屋、美容室、エステ・ネイルサロン、温泉浴場・銭湯など）

問2 添付書類を教えてください。

→ 全業種共通の①～③の他、次の書類を添付してください。

- ・保健所の確認が必要な業種の方は、開設検査確認済証の写し
- ・生活関連サービス業を営むことを証する書類

例) 事業開始届の写し、ホームページやチラシ等でサービス内容を周知している場合はその写し、店舗名がわかる外観の写真 など、様式は問いません。

問3 マッサージ店やカイロプラクティックは対象となりますか。

→ 按摩業・マッサージ業・指圧業・針業・きゅう業・柔道整復業等は日本標準産業分類において『医療業』に該当するため、対象外となります。

問4 ホテルや温泉の一角を間借りして、エステを行っています。対象となりますか。

→ 屋号が異なる、場所の賃貸料を支払っている等、店舗と判断できれば対象となります。店舗を有さず、出張サービスのみの方は対象外となります。